

大分県議会広報委員会設置運営要領

(設置)

第1条 大分県議会の「開かれた県議会」の推進を図るため、広報活動全般の基本的事項について協議、調整を行い、もって広報事業の円滑な推進に資するため、広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、副議長及び議長の指名する議員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 委員長は、副議長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その決定で非公開とすることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、選任の日から翌年の第一回定例会最終日までとする。

ただし、後任者が選任されるまで在任する。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(開催場所)

第6条 委員会は、議事堂において開催するものとする。

(記録)

第7条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成13年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月26日から施行する。